

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院

事業系一般廃棄物処理業務仕様書

この仕様書は、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「本院」という。）の事業活動に伴って発生する事業系一般廃棄物の処理業務委託に関して、次のとおり定める。

1 処理対象施設

名古屋市名東区勢子坊二丁目 1501 番地
名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院

2 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 廃棄物の種類と年間予定数量

区分	種類	年間予定排出量	収集回数	備考
一般廃棄物	紙 お む つ	2 0 , 1 0 0 k g	毎 日	日曜日を除く
	可 燃 物	1 4 , 2 0 0 k g	5 回／週	
	不 燃 物	1 4 k g	1 回／週	
再資源化物	生 ご み	1 4 , 3 0 0 k g	毎 日	日曜日を除く
	空 び ん	1 0 0 k g	1 回／週	
	ペットボトル	4 2 0 k g	2 回／月	
再資源化古紙	新聞、雑誌 ダンボール OA用紙 雑古紙 シュレッダー	5 , 2 0 0 k g	1 回／週	

※ 収集は午前 9 時までに行うこと。また、曜日については契約締結時に調整する。

※ 収集回数等について疑義が生じた場合は、その都度本院職員と協議しその指示によること。

4 廃棄物の処理の方法

- (1) 廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条に規定する基準に従い行うものとする。
- (2) 廃棄物は原則として、受託者が用意したコンテナーに保管することとする。
- (3) 受託者は、本院の廃棄物収集場において保管されている一般廃棄物を収集し、運搬する。
- (4) 廃棄物の収集回数は、前記 3 のとおりとし、祝日も通常通り収集すること。ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までについては、受託者負担によるコンテナー増設によるものとし、設置期間、設置場所についてはその都度本院職員と協議する。
- (5) 廃棄物の収集にあたっては飛散、流出、悪臭、汚損の発生等が起こらないように細心の注意を払うこと。なお、早朝に収集作業を行う場合は、特に収集車の走行及び収集作業の騒音防止に努め、入院患者及び近隣住民の迷惑にならないよう細心の注意を持って行うこと。
- (6) 受託者は、収集後、コンテナーを所定の位置に整頓すること。また、あふれた廃棄物は受託者が回収すること。
- (7) 収集場所及びその周辺の環境衛生については、毎収集後、清潔な状態に復すること。
- (8) ごみ袋を使用する際は、名古屋市指定のものとする。
- (9) 紙おむつ、可燃物及び不燃物は市の指定処理施設へ、また、再資源化物及び再資源化古紙は、廃棄物収集運搬業者の取引先リサイクル施設において資源化させること。ただし、リサイクル施設へ搬入できない場合、本院職員の指示に従い市の処理施設へ搬入すること。
- (10) 再資源化物について、リサイクル施設の社名・住所・電話番号を事前に提出すること。(処理施設が複数になる場合は全て記入すること。)
- (11) 処理業務により建物及び工作物等を破損した時は、直ちに本院職員に連絡すると共に、原状に復すること。
- (12) 作業の実施上、疑義が生じた場合は、その都度本院職員と協議しその指示によること。
- (13) 受託者は、処理した廃棄物の量を月 1 回の頻度で委託者に報告すること。

5 再委託の禁止

受託者は収集・運搬業務を第三者に再委託してはならない。

6 委託料の請求

受託者は毎月末日で締め切り、処理した廃棄物の量 (kg) に応じて単位あたりの単価を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加えた額を請求するものとする。

7 関係法令等の遵守

一般廃棄物及び資源物の収集・運搬処理業務の履行に当たっては、関係諸法令等、また別紙「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 契約にあたっては、名古屋市長が交付する「一般廃棄物収集運搬業許可証」の写しを提出すること。
- (2) 受託者は、業務従事者が本院施設、設備、備品等の物品を破損、汚損した場合、あるいは職員、患者等を負傷等させた場合、受託者の責任においてこれを対処すること。
- (3) 受託者は本院敷地内及びその周辺路上では喫煙をしないこと。
- (4) 受託者は、契約期間の満了又は解約等により、本業務を受託者以外の事業者引き継ぐ必要が生じたときは、引継ぎが円滑に行えるよう協力すること。
- (5) この仕様書に明記されていない事項においても業務遂行上必要な事項について受託者は本院職員と協議のうえ実施し、円滑な運営を期する。